

別表六（五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人（令第142条の2第2項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）の規定の適用を受ける内国法人に限ります。）が法第69条第1項から第3項まで（外国税額の控除）の規定若しくは同条第18項若しくは第19項（これらの規定を同条第23項及び第24項において準用する場合を含みます。）の適用を受ける場合（連結法人（令和2年6月改正前の令（以下「令和2年旧令」といいます。）第155条の27第2項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）の規定の適用を受ける連結法人に限ります。）が令和2年改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第81条の15第1項から第3項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合及び外国法人（令第195条第2項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）の規定の適用を受ける外国法人に限ります。）が法第144条の2第1項から第3項まで（外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合を含みます。）又は租税条約において定めるところによりこれらの規定の適用を受ける場合において、当期において納付した令第142条の2第2項若しくは第195条第2項又は令和2年旧令第155条の27第2項に規定する利子等に係る外国法人税（令第142条の2第2項に規定する外国法人税をいいます。以下同じです。）の額及びその外国法人税とみなされたものの額について記載します。

ただし、令第142条の2第5項に定める取引に基因して生じた所得に対して課される外国法人税の額については、記載しません。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額11」は、「所得率24」の割合が10%以下である場合には「又は15%」を消し、その割合が10%を超え20%以下である場合には「10%又は」を消し、その割合が20%を超える場合には「(4)×(10%又は15%)と」及び「うち少ない」を消します。
- 3 当期において法第64条の8（通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入）若しくは令第19条第6項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）又は令和2年旧令第112条第20項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）の規定により益金の額又は損金の額に算入された金額がある場合には、「所得金額仮計又は個別所得金額仮計16」は、これらの規定を適用しないで計算した所得金額仮計又は個別所得金額仮計を記載します。
- 4 「外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の損金不算入額19」は、法第39条の2（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）又は令和2年旧法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（令和2年旧法第39条の2の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける法第39条の2に規定する外国源泉税等の額を記載します。
- 5 「総収入金額等23」には、令第142条の2第2項各号若しくは第195条第2項各号又は令和2年旧令第155条の27第2項各号に定める金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。